

とちぎ青少年センター利用料金還付率運用基準

平成29年4月1日
一般財団法人栃木県青年会館

とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則第5条第1項の利用変更許可申請書又は同条第3項の利用取消届書が提出された場合のとちぎ青少年センター(以下「センター」という。)の利用料金還付率の運用基準(規程第5条関係)を次のとおり定める。

- 1 施設の利用について、変更又は取り消しの時期と還付率は次のとおりとする。

変更・取り消し時期	還付率
利用日の7日以前	利用料金の過納額の全額
利用日の5～6日前	利用料金の過納額の70%
利用日の前日から4日前	利用料金の過納額の50%
利用日の当日	利用料金の還付はしない

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。